

倉吉市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第9号

倉吉市財務規則の一部を改正する規則

倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第35条の2 <u>削除</u></p>	<p><u>(指定納付受託者の告示)</u> 第35条の2 市長は、<u>法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示する。</u> <u>(1) 指定納付受託者の名称及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）</u> <u>(2) 指定をした日</u> <u>(3) 指定納付受託者に納付させる歳入及び歳入を納付させる期間</u> 2 市長は、<u>指定納付受託者からその名称、住所又は主たる事務所の所在地の変更の届出があったときは、法第231条の2の3第4項の規定により、当該届出に係る事項を告示する。</u></p>																
<p>(私人への歳入金金の徴収又は収納の委託) 第35条の3 令第158条第1項、令第158条の2第1項<u>その他法令の規定（次項において「歳入の徴収又は収納の私人委託に関する規定」という。）により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合は、契約を締結しなければならない。</u> 2 <u>歳入の徴収又は収納の私人委託に関する規定に基づいて告示をした場合で、当該告示をした事項（法人の代表者についてのものを除く。）に変更があったときは、当該変更があった事項についての告示をしなければならない。委託が終了したときも同様とする。</u></p>	<p>(私人への歳入金金の徴収又は収納の委託) 第35条の3 令第158条第1項、令第158条の2第1項その他法令の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合は、契約を締結しなければならない。</p>																
<p>別表第1（第4条関係）出納員に委任させる事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>しごと定住促進課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	委任事務	略		しごと定住促進課	略	略		<p>別表第1（第4条関係）出納員に委任させる事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>商工観光課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	委任事務	略		商工観光課	略	略	
区分	委任事務																
略																	
しごと定住促進課	略																
略																	
区分	委任事務																
略																	
商工観光課	略																
略																	
<p>別表第2（第4条関係）分任出納員に委任させる事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	区分	委任事務	<p>別表第2（第4条関係）分任出納員に委任させる事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	区分	委任事務												
区分	委任事務																
区分	委任事務																

略
しごと定住促進課 略
略

略
商工観光課 略
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は、令和5年4月1日から施行する。